



いじめ防止基本方針



すべての子どもに居場所と出番を

平成26年1月30日策定

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

平成25年6月に公布された「いじめ防止対策推進法」に基づき、本校では、以下の通りいじめ問題に関して、全教職員で共通理解を図り、いじめの防止に全力で努めるものとする。

「いじめ」とは、
「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

なお、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとし、起こった場所は学校の内外を問わない。

(注1) 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

(注2) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

(注3) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注4) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

(注5) けんか等を除く。

いじめ対策の基本的な考え方

本校では、学校方針の中で「いじめは、どの学校、どの学級にも起こりうるものである。いじめが全ての児童等に関係する問題であること、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。」ことを確認した。

①いじめを許さない、見過ごさない学校風土・学年風土・学級風土づくりに努める。

②児童一人ひとりの居場所と出番を保証し、自己有用感を高め、自尊感情をはぐくむ教育活動を推進する。

③いじめの早期発見と早期解決に努め、学校組織全体で取り組む。

④児童の安全を最優先し、各種関係機関との連携を図る。

⑤家庭・地域にも連携・協力を要請し、地域一体となる体制づくりで未然防止を図る。

以上の基本方針を徹底し、指導に全力を挙げて取り組むことが確認されている。

2 いじめ対策の組織体制

いじめ未然防止、いじめ対策は、一人の職員の力では、解決することはできない。校長・教頭・主幹教諭をはじめとした組織体制で対応することが重要である。その中で、職員の共有理解を図り、同じスタンスで指導していく。

(1) 生徒指導・特別支援教育委員会(通称:生特委員会)

本校の児童理解の基本は、特別支援教育における視点である。児童理解に対して、個別支援や集団指導の方法を取り入れ、指導の徹底を図る。

(2) 未然防止策・対処策の確認・実施

状況・課題発見についての対処の確認を行い、それぞれの役割分担で、児童指導、家庭確認、聞き取りによる事実確認をスピードと誠実で取り組む。

3 いじめの未然防止策

いじめの被害者・加害者は入れ替わるものなので、被害者や加害者になりそうな児童を発見し・予見して対応することよりも、常に児童全員に注意を注ぎ、全員を対象とした取り組みを重視する。

(1) いじめが起きにくい学校風土・学年風土・学級風土づくり

多くの児童がいじめ加害に巻き込まれ、些細な行為が深刻ないじめへと拡大してしまうことが事実として存在する。こうした背景を防止するためには、「いじめを生まない」雰囲気作りが大事である。児童一人ひとりが「いじめなんて、くだらないね」と言える気持ちをはぐくむ学校風土・学年風土・学級風土をつくりあげる。

(2) 子どもの居場所と出番のある学校・学年・学級づくり

児童は、認められる、信用されることを望んでいる。よって、一人ひとりの「自己有用感」を高める指導・育成を働きかけなければならない。

児童が活躍できる場面、認められる場面を教科指導のみならず、学校行事・児童会行事等で仕組んでいく。他者から認められ、他者から頼りにされているという意識を育て、「自己有用感」を感じ取り、“絆づくり”につなげていく。

(3) 「当たり前10か条」による基本的生活習慣の定着

学校風土づくり・学年風土づくり・学級風土づくりは、短時間でつりあげられるものではない。一日一日の積み重ねによって、可能となる。故に、本校の特色ある教育活動である「当たり前10か条」の取り組みは重要である。いじめを生まないためには、日常生活の充実が必要であり、そのためにも、「当たり前10か条」を通して、基本的生活習慣、学習習慣の定着を図ることは、本人と周囲をつなぎ、より良い生活をおくることにつながる。また、「家庭の当たり前10か条」で家庭や地域とも連携することも未然防止となる。

(4) 「全員が担任」の全校体制による児童対応

一部の職員の指導だけでは、未然防止も対応もできない。職員全員の共通理解と指導体制が必要である。学校経営方針の一つとして、「全員が担任」の全校体制が掲げられている。よって、児童も「学校中が教室」であることと、身体と心の居場所として安心できる。

(5) 楽しくわかる授業づくり

「自己有用感」を高めるためには、認められること、役に立っていることが大事である。そのためには、日常の授業場面での工夫は重要である。本人や学級が認められるクラスでの出番、授業での出番をつくり、自尊感情を高めることに努める。

4 早期発見と早期解決策

未然防止の取り組みに対しては、未だ表面に表れていない児童の課題を発見する試みと明らかになった課題を解決していくことを重視する。

① 教師の観察力

学校生活での、児童の些細な行動に気づく姿勢を常に意識し、実践していく。

② 質問紙調査・遅刻、早退、欠席の状況

児童の状況を把握し、課題を発見していく。

③ 具体的な実施計画

課題発見・取り組み・解決一連の対処要領を策定しておく。

④ 校内組織での対応

組織による課題解決に向けての話し合いと今後の対応策の確認をする。

⑤ 児童指導・家庭との連携

課題に対しての指導と解決に向けての家庭との連携に努める。

⑥ 各関係機関との連携

教育委員会への報告と連携、必要に応じて、関係機関との連携を図り、被害者、加害者への支援体制を構築する。

5 いじめへの対処

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを重視する。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

①いじめの発見・通報を受けたときの対応

☆遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合：

その場でその行為を止める。児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。

・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「生特委員会」において直ちに情報を共有する。その後は、生徒指導主任が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。

②いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

いじめられた児童生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊心を高めるよう留意する。また、児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保する。

あわせて、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

③いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童生徒に対して懲戒を加えることも視野に入れる。

④いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

いじめの解決とは、加害児童生徒による被害児童生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童生徒と加害児童生徒を始めとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。よって、全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

⑤ ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっている。プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、児童生徒が悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知させる。

パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

⑥ 緊急時の連携

「緊急時の連携」については、発生した問題行動等への対応や学校だけでは解決が困難な状況になった問題行動等への対応を図る目的で行う。

深刻ないじめや暴力行為等が発生した場合には、保護者の理解を求めつつ、ためらわずに警察等に相談する。また、学校だけでは解決が困難な状況になった場合には、教育委員会等に相談し、事案ごとにその内容に最もふさわしい専門性をもつ機関等と連携を図り、生特委員会を中心に組織で対応する。

6 その他の留意点

① 組織的な指導体制の確立

生徒指導・特別支援教育委員会（通称：生特委員会）を中心に組織的に未然防止及び対処に対応できる体制を確立する。

② 校内研修の充実

特別支援教育手法を重要視し、そのノウハウから児童理解を中心に研修を進める。また、いじめに関する生徒指導提要、リーフを通じての学習会を行う。

③ 校務の効率化

生徒指導・特別支援教育校内体制を構築し、これまでの実践データを活用できるように情報の共有化を図る。

④ 学校評価の活動

学校教育目標「楽しい学校(楽校)の創造」を実現するために、児童理解を進められる目標を各自に課題として取り組んでもらう。学校評価を通じて、児童理解、指導、教材開発等についてのPDCAを常に意識づけていく。

⑤ 地域・家庭との連携

家庭との情報交換を重視すると共に、年間を通して、授業参観、開放日、懇談等を計画し、保護者や地域に学校を知ってもらう機会を設ける。HPを充実させ、情報を発信して、可視に努める。

7 いじめ防止指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議	・生特委員会の確認 ・SC体制の確認 ・職員全体への周知 ・SC制度のお知らせ ・気になる子の情報交換	・家庭への啓発 PTA総会：部会 ・気になる子の情報交換	・気になる子の情報交換	・気になる子の情報交換	・気になる子の情報交換	・気になる子の情報交換
早期発見		・Q-U調査①		・いじめ実態調査① ・いじめ実態調査分析対策	・Q-U調査分析	
防止対策	・SC児童観察 ・SC相談 ・SC相談→3月まで	・SC児童観察 ・SC相談	・SC児童観察 ・SC相談	・SC児童観察 ・SC相談	・SC児童観察 ・SC相談	・SC児童観察 ・SC相談
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議		・特別支援教育 中間報告会 ・気になる子の情報交換	・気になる子の情報交換	・気になる子の情報交換	・特別支援教育 まとめ ・気になる子の情報交換	・気になる子の情報交換
早期発見	・Q-U調査②		・いじめ実態調査② ・いじめ実態調査分析対策	・Q-U調査分析		・いじめ実態調査③ ・いじめ実態調査分析対策
防止対策	・SC児童観察 ・SC相談	・SC児童観察 ・SC相談	・SC児童観察 ・SC相談	・SC児童観察 ・SC相談	・SC児童観察 ・SC相談	・SC児童観察 ・SC相談